

立川市 夏の省エネ対策 2025

1. 目的

近年、極端な気象現象が頻発するなど、地球温暖化が要因と考えられる問題が顕在化してきており、その対策が求められています。

毎年夏の時期はエネルギー消費量が増える傾向にあり、電力不足に陥れば、大規模な停電が発生する恐れもあることに加え、地球温暖化防止活動の一環としても、省エネは重要な取り組みとなっています。

立川市は、市民や事業者のご協力のもと、皆様の健康に十分配慮しながら、少ない電気で賢く楽しく暮らすことができるよう、昔ながらの知恵なども生かした夏の省エネ対策を展開してまいります。

2. 国の方針

近年、我が国の最終エネルギー消費量は減少傾向にあるものの、オイルショック以降、エネルギー消費量が大幅に増加した家庭・業務部門をはじめとして、各部門それぞれ更なる省エネルギーの取組が必要である。

中長期のカーボンニュートラルの実現や、エネルギーコスト上昇に強い経済・社会の構築の観点から省エネは重要であるため、2025 年度夏季においても、政府自らが率先して取り組むとともに、引き続き各方面に省エネルギーの取組を呼び掛けつつ、国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれの立場から省エネルギーの取組を促進するよう働きかけていく。

3. 基本的な取り組み

- (1) 国は 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、2022 年 10 月、「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を開始しました。立川市はこの呼びかけに賛同し、生活習慣としての省エネ行動の更なる定着化を目指します。
- (2) 市民が行っている省エネの取り組みなどを支援するとともに、昔ながらの知恵を活用した省エネの取り組みを広げていきます。
- (3) 市施設における今夏の省エネについては、市民サービスに影響を与えないよう配慮しつつ、無駄な電力使用を可能な限りなくす取り組みを推進します。

4. 家庭で出来る夏の省エネ取り組み事例の紹介

- (1) 家庭で取り組む基本的な省エネ対策の普及啓発
 - ・無理のない範囲で実践できる省エネ対策を進めていきます。
 - ・国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの転換を後押しする「デコ活」など、脱炭素につながる省エネ効果が高い取組を市民に向けて提示、発信していきます。
- (2) 「クールシェア」の推進
 - ・皆で集まると楽しくて、エコになるクールシェアが注目されています。一人で冷房を使うより、皆で集まってひとつの部屋で冷房を使うことは、とても効果的な省エネ対策となります。また、自宅ばかりでなく、図書館や学習館、福祉会館、市役所本庁舎などの公共施設も身近な「涼み処」として活用を促します。
- (3) 緑のカーテン作り
 - ・ゴーヤなどを使った緑のカーテンは、日射をさえぎり、植物の葉の蒸散作用でより涼しくなるだけでなく、ご家族で育て実ったゴーヤを食べることができるなど、収穫の喜びも体験できることから、積極的に推進を図ります。
- (4) 昔ながらの知恵を生かした取り組みの紹介
 - ・「打ち水」「よしず」「すだれ」「うちわ」「扇子」「浴衣」「スイカ」「アサガオ」「風鈴」など江戸時代にも活用されていた、伝統的な夏を涼しく過ごすためのアイテム・知恵を見直し、改めて取り組みを紹介します。

5. 市民・事業者への啓発・支援

- (1) 各種事業と支援制度
 - ・エコチャレンジ事業による、家庭でできる省エネ行動の実践
 - ・小学生向けに、地球温暖化対策などの環境啓発事業の実施
 - ・緑のカーテンのためのゴーヤ苗配布や普及、啓発
 - ・中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金事業
 - ・既存住宅断熱改修費補助金事業
- (2) 関連団体との連携による支援・啓発
 - ・省エネ診断や東京都認定省エネ・再エネアドバイザーの紹介
 - ・市のイベント等で事業者や市民と連携した省エネの呼びかけ
 - ・環境学習講座等の開催

(3) 情報発信

- ・市報、ホームページ等による積極的な省エネ情報の発信
- ・省エネの取り組みについてチラシ・パンフレット等の配布やポスターの掲示

6. 熱中症対策など「立川市ひと涼み声かけプロジェクト」の推進

- ・熱中症に対する注意喚起の声かけの輪を広げ、地域ぐるみで熱中症予防の取り組みを推進します。
- ・熱中症対策として、市施設を「ひと涼みスポット」として活用を呼びかけます。
- ・プロジェクト協力事業者による「ひと涼みスポット」の協力、熱中症予防啓発ポスターの掲出等を行います。
- ・「ひと涼みスポット」マップによる周知と誘導を行います。
- ・熱中症予防について、広報等で周知します。
- ・防災無線等を活用して、熱中症予防を呼びかけます。

7. 市の施設における省エネ対策

(1) 各施設の対応

各施設は、業務時間において、市民サービスに影響を与えない範囲での省エネに努めます。

(2) 具体的な取組例

以下の取組例を各施設の状況に応じて適宜適切に実施します。

① 時間外勤務の縮減等

- ・現行の週 1 日（水）のノー残業デーを継続実施

② 照 明

- ・本庁舎職員側通路・階段等およびトイレを間引き点灯
- ・市民が利用する通路・階段等について、安全を確保できる範囲で消灯
- ・本庁舎地下駐車場は安全が確保できる範囲で消灯
- ・昼休みや不要時の消灯の徹底（窓口業務中は除く）
- ・午後 5 時 45 分に時間外勤務での不要な照明を消灯する旨の庁内放送

③ 空 調

- ・ 無理のない範囲で設定温度を調整
- ・ 市民利用スペースを除き、定時執務時間終了時に運転停止
- ・ サーバ室等、個別空調機器の適切な温度設定
- ・ ブラインドや日よけでの適切な室温調整

④ O A 機 器

- ・ パソコンディスプレイの輝度を調整
- ・ 長時間使用しない場合は電源を OFF

⑤ エレベーター

- ・ 健康上の理由や荷物運搬の場合を除き、階段の利用

⑥ ト イ レ

- ・ 未使用時の消灯徹底

⑦ その他の家電機器等

- ・ 必要のない電化製品のコンセントを抜く

(3) 職員の服装

- ・ 令和7年4月1日より、「たちかわ・ビズ・スタイル-居心地の良い市役所を目指して-」を実施

(4) 省エネ対策等の啓発

- ・ 市報、ホームページによる周知、啓発
- ・ 各施設において、利用者に熱中症の予防・対策を周知